

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

全国的な成年後見制度の利用に関する必要性の高まりにより、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）」が施行され、平成29年3月（第1期）と令和4年3月（第2期）に成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

その第1期基本計画では、成年後見制度の利用を必要とする方が、全国どの地域においても制度を利用できるよう、市町村にも権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組むことが求められるようになりました。

また、市町村が構築に取り組む地域連携ネットワークは、既存の保健・医療・福祉の連携の仕組みに司法を加えたものであり、「チーム（権利擁護支援チーム）」「協議会」「中核機関」によって構成され、早期の相談に対応した窓口を設置し、制度を必要とする方が発見される仕組みと、その方の意思決定支援や身上保護を重視する支援体制を備えることとされています。

第2期基本計画では、権利擁護支援の定義をより明確にするために、様々な福祉施策でも採用される地域共生社会の実現という観点に加えられ、成年後見制度は社会からの孤立や身寄りがない方の生活の困難を解決する方法のひとつとして捉えられるようになりました。

市町村は、地域共生社会の実現を目的として、成年後見制度にとどまらない権利擁護支援を行うとともに、引き続き必要となる地域連携ネットワークの構築を進めることが求められています。

本市の状況

高齢化や核家族化などの社会背景により、判断能力が低下してしまっても家族や親族に気づかれず、支援を得ることができないために生活に困難を抱える方が増加しており、高齢者の消費トラブルや詐欺被害も発生しています。

そこで、本市では成年後見制度の利用支援の施策として、ご家族等の支援を得ることができず法定後見制度の利用を必要とする方に関して、市長名で家庭裁判所へ利用開始の審判の請求（市長申立て）を行っています。また、資力が不十分である方に対して制度を利用するために必要な費用の助成をするほか、大田原市保健福祉部、地域包括支援センター、障害者相談支援センターが窓口となって相談業務を行っています。

2 施策の展開

施策1 地域連携ネットワークについて

(1) 地域連携ネットワーク

成年後見制度を利用する家庭内において、併せて児童の擁護を必要とする場合には、分野をまたいで複合的な対応がなされることが望まれます。

成年後見制度の利用にかかわらず、権利擁護支援を必要とするすべての方を支援するため、本市においても高齢者や障害者福祉にとどまらない、多様な分野が連携する包括的な地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

(2) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

市が実施する各種相談業務や、安心生活見守り事業、介護予防事業、市民健康診査、乳幼児健康診査を代表とする各事業、基幹型支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、介護・障害福祉サービス事業所、金融機関、医療機関、栃木県弁護士会・栃木県司法書士会・栃木県社会福祉士会等の専門職団体、家庭裁判所、栃木県警察などの関係機関や、民生委員や地域住民との協力により、地域において権利擁護支援を必要とする方の速やかな発見に努めるとともに、適切な支援へと結びつけます。

(3) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

保佐・補助類型や任意後見の選択肢を含め、市民が早期に成年後見制度の利用について身近な地域で相談できるよう、市民に分かりやすい相談窓口を整備して、その周知に努めます。

(4) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度がご本人らしい生活を守るために利用されるよう、成年後見制度に対する正しい理解が広まるような制度周知を行うことと併せて、ご本人の意思や心身の状態及び生活状況等を踏まえた運用がなされるような地域の支援体制を構築します。

施策2 権利擁護支援チームについて

成年後見制度の利用にかかわらず、権利擁護支援を必要とする方を中心に、家族・親族、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、医療機関などの関係機関や、民生委員や地域住民が協力してご本人の権利擁護支援チームとなって、日常的に見守りをを行います。

権利擁護支援チームは必要に応じて中核機関に地域ケア会議や担当者会議の開催を求め、会議において法律・福祉の専門職を交えてご本人への支援内容を検討して、適切な権利擁護支援を行います。

成年後見制度の利用開始後は、本市におけるこれら権利擁護支援チームの協力体制に成年後見人等や任意後見人を加え、日常的にご本人を見守るとともに、法的な権限によってご本人の意思の尊重と身上保護が重視されるよう、継続的な状況の把握に努めます。

施策3 中核機関と協議会について

大田原市保健福祉部内に中核機関を設置し、中核機関が事務局となって、協議会として地域ケア会議や担当者会議を運営します。

会議では、成年後見制度の利用に限らず、権利擁護支援を必要とする方に対して必要な支援を行うことができるよう、法律・福祉の専門職や関係機関を交えて協議を行います。成年後見制度の利用を必要とする方には、栃木県弁護士会・栃木県司法書士会・栃木県社会福祉士会から会員の派遣を受け、適切な受任者調整を行います。

また、中核機関については、法人後見に対する需要の高まりを考慮しながら、将来的に運営委託が可能であるかを検討します。

施策4 中核機関の機能について

(1) 広報機能

中核機関、地域包括支援センター、障害者相談支援センターは、介護・福祉事業者や医療機関などの関係機関及び民生委員や市民等に向けて、成年後見制度の適切な利用例を広報周知します。

また、栃木県弁護士会・栃木県司法書士会・栃木県社会福祉士会等の専門職団体や家庭裁判所と連携しながら、成年後見制度に関するパンフレットの配布や研修会等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

(2) 相談機能

地域包括支援センターや障害者相談支援センターの窓口と合わせ、後見類型だけではなく、保佐・補助類型、任意後見も含めた成年後見制度の利用に関する相談に対応できるよう、相談窓口を整備します。

ご本人やご家族など、相談者の事情に応じて、成年後見制度以外の方法を含めた支援方法の検討や提案をするとともに、積極的な市長申し立ての実施を含めた成年後見制度の利用について検討します。

(3) 成年後見制度利用促進機能

親族後見を含め、成年後見制度の利用を希望する方に手続き案内や書類作成のアドバイスを行うなど、制度の利用のために必要な支援を行います。

また、栃木県弁護士会・栃木県司法書士会・栃木県社会福祉士会等の専門職団体や家庭裁判所と協力体制を構築し、ご本人が必要とする財産管理、身上保護、意思決定支援の内容に応じた適切な成年後見人等が推薦されるよう、受任者の調整に努めます。

(4) 後見人支援機能

成年後見人等と任意後見人の日常的な相談窓口となり、情報交換に努めると共に、権利擁護支援チームとしてご本人の意思と身上保護が優先されるように成年後見人等と任意後見人の活動を支援します。

また、協議会の運営により地域包括支援センター、障害者相談支援センター、市社会福祉協議会、ケアマネジャー、相談支援専門員、福祉施設職員、医療機関職員、認知症地域支援推進員、生活保護ケースワーカー、保健師、民生委員、安心生活見守り事業担当者等による検討会議を開催して、地域ぐるみで権利擁護支援を行います。

(5) 不正防止効果

成年後見人等と任意後見人の孤立による理解不足・知識不足が不正事案の原因とならないように、中核機関の広報機能、相談機能、後見人支援機能の充実に努めます。

また、地域連携ネットワークや権利擁護支援チームでの見守り体制の構築により、不正被害を最小限に食い止めることを目指します。